平成２７年（フ）第１２６号
北海道帯広市西10条南２丁目３番地３　保坂貸家東号室
債務者　吉田ミヤ子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
北海道帯広市西４条南26丁目２番地　野原ハイツ205
債務者　綱井　章子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉仲町38番地
債務者　渡邊　信子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第５１号
福島県会津若松市中央３丁目１番２号　中央ハイツ201、前住所福島県会津若松市西七日町３番44号　ＴＯＨＯランド205　（前々住所）福島県会津若松市西七日町６番17号
債務者　髙野　得也
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
兵庫県西脇市黒田庄町岡1079番地の33
債務者　岡井　留美
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４６号
兵庫県加東市木梨1134番地251、前住所兵庫県神戸市須磨区北落合４丁目42番76―103号
債務者　緒方　尋明
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第６５号
福岡県大牟田市上白川町２丁目400番地６　クリスタルメゾン上白川　Ａ棟203号
債務者　熊井太加信
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第７８号
長崎県大村市原口町593番地18、前住所長崎県大村市今富町1177番地
債務者　井手　裕昭
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
香川県丸亀市土器町東４丁目107番地　コーポ葵202号
債務者　南原　奨太
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第６７号
香川県丸亀市南条町34番地37
債務者　藤澤みさゑ
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第７７号
香川県丸亀市中府町４丁目４番８号、申立時の住所香川県丸亀市中府町４丁目４番５号　プラザハイツ101号
債務者　白川真弓子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第７９号
香川県仲多度郡多度津町大字庄260番地１四天ハイツＡ202
債務者　大西　和樹
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第９３号
香川県丸亀市郡家町20番地１小畑荘
債務者　長田　洋子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２０２号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ１―203
債務者　伊良波朝全
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２０４号
沖縄県那覇市松川２丁目７番35号
債務者　金城　　暁
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４３１号
千葉県習志野市大久保４丁目13番42号　大久保パークハイツ103号
債務者　松沼　英明
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係